

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 6 か月以内に本人都合による退社または本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次の定める金額を求人者に返還する制度です。

- ①入社 1 カ月未満に本人都合による退職にて雇用契約が終了した場合
80%
- ②入社 2 カ月未満に本人都合による退職にて雇用契約が終了した場合
75%
- ③入社 3 カ月以内に本人都合による退職にて雇用契約が終了した場合
50%
- ④入社 4 カ月以内に本人都合による退職にて雇用契約が終了した場合
30%
- ⑤入社 5 カ月以内に本人都合による退職にて雇用契約が終了した場合
20%
- ⑥入社 6 カ月以内に本人都合による退職にて雇用契約が終了した場合
10%

ただし派遣期間を経て直接雇用に切り替えた場合は
この返戻金制度は適用いたしません。

また返戻金制度は有料職業紹介契約により別の定めをする場合がございます。

株式会社ヨシタニ

有料職業紹介業許可番号/16-ユ-010032